

論文

特集：国際平和における人権の可能性と困難性

植民地の独立と人権 —在日朝鮮人の「国籍選択権」をめぐって

鄭 栄 桓
(PRIME 所員)

一、はじめに

(一) 問題の所在

1952年4月19日、法務府民事局長（村上朝一）通達第438号「平和条約に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」（法務局長・地方法務局長宛。以下、民事局長通達）は、朝鮮人・台湾人の国籍について次のように定めた。

(一) 朝鮮及び台湾は、条約発効の日から日本国の領土から分離することになるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。

(二) もと朝鮮人又は台湾人であった者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地戸籍に入籍すべき事由の生じた者は、内地人であって、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。

(三) もと内地人であった者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せられべき事由の生じた者は、朝鮮人であって、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。

(四) 〔略〕

(五) 条約発効後に朝鮮及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様もっぱら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する

この民事局長通達により、52年4月28日の対日講和条約発効をもって朝鮮人・台湾人は日本国籍を喪失した。すでに日本政府は外国人登録令（1947年5月2日公布・施行）の適用に限り、在日朝鮮人及び一部の台湾人は「当分の間、これを外国人とみなす」（第十一条）として、入国の禁止、外国人登録義務、登録証の官公吏への呈示義務、同令違反時の罰則と退去強制の対象としたが、出入国管理令（以下、入管令）の適用対象からは除外されていた。この通達により「内地に在住している」朝鮮人・台湾人は「日本の国籍を有しない者」となり、全面的に入管令と外国人登録法（52年4月28日公布・施行）上の「外国人」として扱われることになったのである⁽¹⁾。

この国籍喪失措置は在日朝鮮人・台湾人を無権利状態へと放逐する結果をもたらした。なぜなら、日本国憲法は国籍による差別禁止の規定を持たず、人権の享有主体を「国民」に限定し、実際、戦後日本の社会保障法制のほとんどがその対象を日本国民としたためである。このため、講和条約発行時に在日朝鮮人に国籍選択権を与えるという

選択肢は無かったのかが関心を集めることになる。

松本邦彦によれば、日本政府・外務省は1946年1月ごろから対日講和条約の具体的検討を始めるが、当初、在日朝鮮人の国籍の問題は送還とセットで考えられていた。このため、在日朝鮮人に国籍選択権を与え、朝鮮国籍を選択した者については日本政府が「退去を命ずる権利」を有するとする案であった。しかし、1950年7-9月頃に、在日朝鮮人の共産主義者が日本国籍を取得することを忌避した吉田茂のイニシアチブもあり、国籍選択権を認めず日本国籍の取得は国籍法による「帰化」のみとする方針へと転換し、国籍喪失措置が採られることになった⁽²⁾。

それでは、当事者たる在日朝鮮人はこの国籍喪失措置にどのように対応したのだろうか。講和条約発効当時、在日朝鮮人団体は国籍喪失措置について特に言及していない。このため、在日朝鮮人による国籍喪失措置への異議申立は、1969年10月23日の宋斗会氏の京都地裁への提訴を待たなければならなかった。当時、在日朝鮮人団体は国籍問題をどのように理解していたのだろうか。また、本当に国籍選択権をめぐる議論は無かったのか。本稿では、朝鮮解放から1953年頃までの在日朝鮮人の国籍選択権をめぐる議論の検討を通じて、これらの問いに応えたい。

(二) 先行研究

本稿の課題である在日朝鮮人による国籍選択問題への対応について取り組んだ先行研究は多くはないが、ここでは文京洙と小林知子の指摘に触れておこう。当時の在日朝鮮人団体は日本国籍喪失措置にさしたる反発を示さなかったが、文はその理由として、『『単一民族国家』という発想』を民族団体もまた日本人と共有していたことをあげる⁽³⁾。つまり、日本国民=日本民族という等式は、在日朝鮮人団体にとっても自明であったために反

対しなかったという理解である。これに対して、小林知子は、当時の状況に即せば、朝鮮戦争下の在日朝鮮人にとっては強制送還と結びついた韓国国籍「強制」の問題こそが重要だったのではないかと指摘した⁽⁴⁾。確かに、国籍選択にあって在日朝鮮人団体が関心を寄せたのが、日本/朝鮮ではなく、北/南であったこと、また、強制送還—在留権こそが最大の問題であったことは事実である。これらの指摘はいずれも傾聴に値するものであるが、在日朝鮮人の国籍選択に関する論調を実証的に論じたものではなく、より仔細な検討が必要である。

他方、日本国籍喪失措置に関する研究は法学や政策史研究の分野での一定の蓄積がある。大沼保昭は国際法学の立場から、民事局長通達とそれを追認する判例の論理を、第一次・第二次大戦後における国籍変更に関する国際慣例の検討に基づいて批判した⁽⁵⁾。また、田中宏、松本邦彦、飛田雄一は、日本外務省や国会における議論を検討し、当初は外務省内に存在した在日朝鮮人に国籍選択権を与える案が、いかなる過程をへて一律的に国籍を喪失させる方式へと帰着したのかを明らかにした⁽⁶⁾。金太基は講和条約調印後に始まった日韓予備会談・第一次会談における在日朝鮮人の法的地位交渉を検討し、日韓双方が、在日朝鮮人が一律に韓国国籍を取得することで一致していたことを明らかにした⁽⁷⁾。

ただ、これらの研究は在日朝鮮人の国籍論の検討を、日本と韓国政府、あるいは日本と連合国間の「外交史」の次元に限定している。講和会議や日韓予備会談の開始より以前に、在日朝鮮人団体は国籍問題をめぐって日本政府と交渉を重ねていた。これらの交渉における在日朝鮮人団体の主張と、韓国政府のそれは同じものなのか、それともズレがあるのかは検討の余地がある。日本政府との交渉を担った当時最大の民族団体・在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）が、朝鮮民主主義人民共和

国を支持し、韓国政府と対立的な立場にあったことを考えると、「ズレ」を再検討することの重要性は明らかと思われる。

二、在日朝鮮人の国籍・在留権と戸籍

(一) 「臣民」に対する送還権限行使か、「外国人」としての居住権保障か

はじめに、敗戦直後の日本政府と在日朝鮮人団体が、朝鮮人の国籍についていかなる立場にあったかをみよう。

日本政府は、朝鮮への主権は日本が講和条約まで維持し、よって朝鮮人の日本国籍も条約発効まで変わらないとの立場を採った。45年8月24日の終戦処理会議は、「朝鮮ニ関スル主権ハ独立問題ヲ規定スル講和条約批准ノ日迄法律上我方ニ存スル」とし、ポツダム宣言受諾にもかかわらず、朝鮮に対する主権を引き続き日本が有するとの立場に立ったのである⁽⁸⁾。このため、朝鮮人もまた引き続き「帝国臣民」であり、独立国民の立場は認められないとした。日本政府がこのような立場を採ったのは、「臣民」として日本の警察権に服させ、在日朝鮮人による労働争議や帰還要求を封じ込めるためであったと思われる。

これに対し、連合国は「初期の基本指令」(45年11月1日)において「台湾系中国人及び朝鮮人」は「軍事上の安全の許す限り解放人民として取り扱い」、「指令に使用されている『日本人』という語には含まれないが、彼らは、日本臣民であったのであり、必要の場合には、貴官〔引用者：連合国軍最高司令官マッカーサー〕は、敵国民として処遇してよい」とした⁽⁹⁾。一見、日本の立場とは異なるように見えるが、すでに先行研究が指摘するように、この「解放人民」規定は「リップ・サービス」に留まり⁽¹⁰⁾、GHQはほとんどの場面で日本政府が朝鮮人を「臣民」として扱うことを容認したのである。

他方で日本政府は、朝鮮人に対する送還権限を確保し、在留権を承認しなかった。内務省警保局長は46年3月26日、朝鮮人団体の犯人奪還や釈放要求、官公署や事業主への要求を慎むことを伝え、違反者には「強制送還ノ方途ヲ講ズ」とした⁽¹¹⁾。植民地期に警察は在日朝鮮人を恣意的に朝鮮へと送還したが、こうした治安政策としての送還を今度は占領軍と協力して続けようというものであった。日本国憲法施行前日の1947年5月2日に公布・施行された「外国人登録令」が在日朝鮮人・台湾人を対象としたことにより、こうした送還権限の行使が法制度として整えられることになる。

つまり、日本支配からの離脱は認めず(しかし日本国憲法上の「国民」には包含せず)、他方で在留権も認めないというのが敗戦後日本の在日朝鮮人への取扱いであった。

これに対し、在日朝鮮人団体は当初、自らの法的地位を「連合国民」あるいは「準連合国民」とあると位置づけたようだ。日本共産党機関紙の『アカハタ』は、45年12月8日に朝連神奈川県本部主催で開かれた「朝鮮独立促成人民大会」では、県知事に対し「連合国民として朝鮮人に四合五勺配給などを要求」した、と報じた⁽¹²⁾。46年11月1日の朝鮮人生活権擁護委員会全国代表者会議は、「朝鮮人は人道上当然連合国民に準ずるものとして、待遇を受けるべき」とし、「準連合国人待遇」を求めた。その根拠は、「いかなる国民より朝鮮人は日本の帝国主義的侵略により大なる被害」を蒙ったことに加え、「朝鮮政府が樹立されたならばその暁は朝鮮は当然国際連合の加盟国となるに相違ない」の二点であった⁽¹³⁾。

他方で、在日朝鮮人団体は在留権の保障を求めた。当時は恣意的に送還されず居住する権利という意味で「居住権」という言葉が用いられており、この保障を求めることは在日朝鮮人諸団体の共通した要求であった。在日本朝鮮居留民団(以下、

民団) 結成大会(46年10月3日)の「連合軍司令部及日本政府に対する要求事項」は「居住の自由を確保すること」と「独立国民の資格を保障すること」を挙げており⁽¹⁴⁾、この点は朝連と民団は同一であった。外国人登録令の制定に際しても、朝連は「正当な外国人待遇」と在留権の保障を求めて交渉した⁽¹⁵⁾。

(二)「帰化」「転籍」を求める声

在日朝鮮人団体はこのように、日本政府の「臣民」として独立を認めず、他方で送還権限を行使するという取扱いに対し、「外国人」としての正当な待遇と居住権の保障を対置した。それゆえに、この頃の民族団体の議論のなかで「国籍選択」が話題になることは無かった。

しかし、「国籍選択」が当時の在日朝鮮人のあいだで全く話題にならなかったわけではない。「朝鮮人の登録」と題されたGHQ法務局(Legal Section, LS)のファイルには、1947年7月24日付の以下のようなマッカーサー宛の手紙がある⁽¹⁶⁾。

「さて不肖は残留朝鮮人でございますが数年前日本婦人と結婚しまして妻は朝鮮籍に入籍現在三人の娘がおります。うち今年六才になる長女は結婚当時単身戸主でありました妻の家を相続、日本籍に入籍したるも未成年の為実父の不肖法定後見人となっております。都合戸籍上長女が二人となっております。

こういう事情により日本に残留帰化を希望するものでございまして戦時中より転籍の機会を待っていましたが機を得ず終戦となりカイロ・ポツダム宣言の議定により実質上朝鮮は外国となりました。でかねてのこの問題を早急に解決すべく、国会議員其他を通じ日本政府、裁判所、其他機関の意向を質したところ、講和条約締結までは方法なく、また条約が締結されたとしても朝鮮に独立政府なき

為、将来においても見込がつかぬとの見解を表明、政府自体如斯問題の自主的処理の積極的意思なきもの、如く存ぜられます。

講和条約調印時に於てこれら旧日本領住民に国籍選択の自由を付与されるものや否や疑問に存じています。

現在日本政府の朝鮮人取扱をみればある法によっては日本人扱をし、またある法によりては朝鮮人として外国人扱をする実情に鑑むれば、相矛盾したるものを感じられますために、日本国籍の取得が出来ず実社会に於て国籍人種的感情偏見により差別的待遇を受ける現情にあり、就職も意の如くゆかず失業のま、今日あるに及び、このインフレ激動のとき妻子を路傍に迷わす危機に直面いたしております。

勇気がないとおっしゃればそれまでのことですが、政治的にもはたまた人事的にもデリキ〔ママ〕イトな問題だけになやんでおります。

何卒右事情ご賢察下さいまして、一日も早く転籍またわ帰化促進方お取計下さいますようお願い申し上げます。

一九四七年七月二十四日

長崎県西彼杵郡長与村岡郷五八四

小林哲印

Tetsu Kobayashi

連合国最高司令官

ダグラス マックアーサー元帥 閣下」

これは「小林哲」なる朝鮮人男性の、日本への残留と「帰化」あるいは「転籍」を求める手紙である。この人物については、「国会議員其他を通じ日本政府、裁判所、其他機関の意向を質した」とあるため、社会的地位の高い人物であったこと

が推測できるが、それ以上のことはわからない。

この手紙で興味深いのは「講和条約調印時に於てこれら旧日本領住民に国籍選択の自由を付与されるものや否や疑問に存じています」と、国籍選択の機会が与えられないだろうという予測に立ち、「帰化」あるいは「転籍」を求めているところにある。国籍選択の問題に触れた数少ない事例といえる。日本政府は在日朝鮮人は依然として日本国籍を失っていないと主張する。よって、日本国籍保持者が日本国籍へと「帰化」することは法形式上不可能、との見解だった。

(三) 「転籍」とは何か——植民地支配と戸籍

小林が「帰化」とあわせて求めた「転籍」とは何だったのだろうか。これについては、植民地期の戸籍制度についての若干の説明が必要である。

植民地期における日本人とその他の民族の区別は戸籍によりなされていた。日本（「内地」）には戸籍法が、朝鮮には朝鮮民事令及び朝鮮戸籍令が定められ、これらの戸籍の区別が植民地の民族別の序列化を可能にした。このため、朝鮮に本籍を有する者が、「内地」に本籍を移すこと（転籍、移籍）は、婚姻（朝鮮人が日本人の戸籍に「入籍」する場合）や養子縁組など、一部の例外を除き不可能であった。

小林の場合、「妻は朝鮮籍に入籍」とあるので、婚姻により小林が「内地」の戸籍に転籍したのではなく、日本人である妻が朝鮮戸籍に「入籍」したことがわかる。この場合、小林の妻は「朝鮮人」として外国人登録の対象となった。内務省は外国人登録令における「朝鮮人」は「朝鮮戸籍令の適用を受けるべきものとする」と定めたためである⁽¹⁷⁾。つまり、「転籍」は、小林やその妻・娘にとって外国人登録令のくびきから脱することを意味したのであり、小林にとっては切実な要望であったといえよう。

実は、「転籍」の困難については、植民地期よ

り改善を求める声があった。例えば、1944年10月24日付の『読売報知』には「内地」在住の朝鮮人によるものと思われる次のような投書が掲載された⁽¹⁸⁾。

先ごろ半島にも徴兵制が施行され、全半島人あげて君恩に報い奉らんと総蹶起し、内地に定住する半島人も、心身ともに日本人たるの覚悟を新たにしているのは実に喜ばしいことだ。内地に永住せんとする者、また永住している者にとっての悩みであり苦痛である転籍について一言希望するところを述べたい。

半島に本籍のあるものは規則上内地への転籍はできない。内地在住の半島人の戸籍抄謄本の請求その他戸籍に関する事項はすべて本籍地まで行かねば用が足りない。旅行の不便、不自由な時これは実に痛手である。この際半島人の内地への転籍を許可して戴けたらと思うが、現行法規では不可能であるならば、五年或は十年以上内地に寄留する者だけにでも何か便法を講じて欲しいと思う。これはすべての半島人の希望とあってよい。

私たちは最後の血の一滴まで米英撃滅に邁進する決意をもっている。日本人の誇りをもって聖戦の一翼を分担したいと念願している。この切実な半島人の叫びにぜひ耳を傾けて戴きたい。そして転籍の問題もできるだけ速かに改善するよう御努力をお願いする。一部半島人の無自覚、無節操のためにこの問題を等閑視することのないよう衷心から希望します。（半島・甲珍生）

この投書は、戦時期日本が掲げた「内鮮一体」の論理の延長線上に、「五年或は十年以上内地に寄留する者だけにでも何か便法を講じて欲しい」と、「内地」在住期間の長い者に対する「転籍」の許可を求めたものである。日本政府はこうした

声をうけて、1944年12月22日の閣議決定「朝鮮及び台湾同胞に対する処遇改善に関する件」に「八、移籍ノ途ヲ拓クコト」の項目を設けたが、結局これが実施することはなかった⁽¹⁹⁾。

上にみた1947年の小林の手紙は、こうした「内地」在住者の「転籍」要求の延長線上にあるとみてよいだろう。すでにみたように、民族団体はいずれも「外国人」としての地位の承認を求めたため、小林のような要望は、マッカーサーへの直訴という方法以外にそれを伝える方法がなかったものと思われる。

しかし、小林の要望は実現しなかったものと思われる。49年1月26日、法務庁民事局長は青森県三戸地方事務所長の「朝鮮人の日本帰化（入夫、養子等）の申請要求あった場合の事務手続」に関する「朝鮮は独立国として認められていないので、帰化ということは不可能と存するが如何」との問い合わせに対し、「朝鮮人については帰化の問題は生じない」と回答した⁽²⁰⁾。これは、講和条約発効まで「帰化」できないことはもちろん、「入夫、養子等」も不可能であったように読める。

日本政府は、朝鮮に政府が成立した後も、国籍に関する見解を変えることは無かった。朝鮮では1948年8月15日に大韓民国が、9月9日には朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ成立する。しかし、49年4月28日、兼子一法務調査意見長官は、奥野健一参議院法制局長宛に「日本在住の朝鮮人は現在日本国籍を失ったものとは解せない」との見解を示し、その理由として「朝鮮人の国籍は講和会議において正式に決定されるものであり、現在は未確定の状態にある。条約締結に至っていない現在彼等は日本国籍を失っていないというべきで、殊に日本在住のものに関してはそういえる」と説明した⁽²¹⁾。

南朝鮮では政府樹立以前の48年5月11日にすでに南朝鮮過度政府法第11号「国籍に関する臨時条例」が、さらに樹立後の48年12月20日には韓国

籍法が公布・施行されていたが、日本政府はこれらの朝鮮における立法とは無関係に、あくまで朝鮮人は「日本国籍を失っていない」との見解を採ったのである。GHQ内部ではこれに対し、49年頃、在日朝鮮人に国籍選択権を与えるか、あるいは「外地」戸籍を日本に転籍できるような措置を採るべきではないかとの声が挙がったことがあったが、結局これも採用されることはなかった⁽²²⁾。

三、日韓会談と在日朝鮮人の「国籍選択権」

(一) 在日本大韓民国居留民団の法的地位論 (1949年)

1949年に入り米国を中心に対日講和会議の準備が始まると、在日朝鮮人の、特に大韓民国を支持する在日本大韓民国居留民団（以下、民団）のなかで、在日朝鮮人の国籍に関する検討が始まる。朝鮮民主主義人民共和国やそれを支持した朝連は、対日講和会議や日本との直接交渉の準備過程から完全に排除され、それどころか49年9月8日には、団体等規正令により朝連が解散されてしまったため、具体的な交渉を念頭に置いた国籍論の検討の形跡を見出すことができない。よって、ここでは民団やそれに近い論者の論説を中心にその国籍論を検討したい。

まず、1949年8月ごろに作成されたと思われる、金正柱民団中総外務部長名のパンフレット「在留同胞の法的地位について」を見よう⁽²³⁾。このパンフレットは金正柱が「国語を解得できない在留二世青年のために講義したもの」をまとめたものである⁽²⁴⁾。

金は議論の前提として、在日朝鮮人の国籍について「われわれは明らかに外国人であります。外国人としての国籍を取るべきであります。従て、例外なく外国人としての法律待遇を受けるべき地位にあることは、最早や一点の疑念を挟む余地が

ありません」と主張する。それまでの在日朝鮮人団体の主張の延長線上に、「外国人」としての待遇を求めたものといえる。

金がここで主たる批判の対象としたのは、在日朝鮮人の国籍は連合国と日本の講和条約により決定されるとの見解である。これは日本政府及び連合国の見解だったわけだが、金はこれに対し三つの理由をあげて批判する。以下は筆者によるその要旨である。

- ① 今回の戦争の終結が特殊な形式を採っている。具体的には、日本は45年9月2日の降伏文書調印により朝鮮の独立を含む領土の変更を決定しており、よって在日朝鮮人の国籍もまた、降伏文書調印と同時か「少くもその直後にポツダム宣言の趣旨に依って決定されるべき性質のもの」である。
- ② 休戦から講和までの期間が長く、このため、賠償問題などは講和条約をまたずに個別的に決定・実施しており、国籍問題も条約締結を待つ必然性は無い。
- ③ 日本から分離されるべき地域の人民の数が多く、なかでも最大の数を誇る在日朝鮮人を日本の主権下におくことは現実を無視している。

講和条約を待たずに朝鮮人の国籍は変動するとの主張は、日韓会談開始時の韓国側主張と同様である。

金は併せて「韓日合邦は不法行為に基く強要意思であるために国際法上無効」であり、「韓国の独立は停止されていた主権行使の復活に過ぎ」ず、しかも「国際連合の大韓民国承認は、韓国人の地位を国際公認で認定した」ため、「韓国人の法的地位も無条件復帰を実現せねばならぬ」と主張した⁽²⁵⁾。

また、金は在日朝鮮人固有の問題として、国籍

選択権と帰国強要の問題をあげ、次のように指摘する⁽²⁶⁾。

固より日本に残留する韓国人は、割譲される地域の人民とはその意義が根本的に相異していることは既に述べた通りであります。仮令旧国家(?)である日本に定住する人々についても、恐らく従来国籍に甘んずる人は殆んど皆無であろうと思われます。しかし特殊な事情にある人、例えば日本人と血縁関係にある人とか、日本の戸籍に因縁を結んだ人の中で、或は旧国籍を選ぶ一部の人に適用される範囲がないとも限りません。

その次の帰国強要の問題は、従来国際実例からすれば国籍選択に依て新国籍を取得するようになれば、数ヶ月のうちに選択した国に住所を移すのが普通であります。恐らく日本も国土と食糧の関係から在留韓国人の帰国を積極的に強要することと思われます。しかしわれわれの中には、戦争前から総督政治の虐待に堪え兼ねて流浪転入した自由労働者、或は戦時中強制労働に従事させるために引致された徴用労働者が大多数であります。つまり日本に居住するのは、われわれ自身の意思というよりは寧ろかれら自身の責任であります。われわれの血と汗とで築き上げたこの地番はそう簡単に投げ出して怨み深き日本からやすやすと引き揚げることは決して出来ない仕業であります。

このように、金は韓国国籍を選択した在日朝鮮人が大多数にのぼることを想定して、「帰国強要」については、渡日が日本の責任によるものであるから、これに反対するとの立場を採った。また「特殊な事情にある人、例えば日本人と血縁関係にある人とか、日本の戸籍に因縁を結んだ人の中で、或は旧国籍を選ぶ一部の人に適用される範囲

がないとも限りません」としており、前述の小林哲のようなケースについては、日本国籍選択の可能性がありうるとの予測に立っている。

(二)「韓国併合」無効論と在日朝鮮人の「日本国籍」

民団中総外務部の法的地位に関する見解は以上のようなものであったが、上の講義ではなお若干不明瞭な点が残る。それは、「韓国併合」が国際法上無効との主張と、在日朝鮮人の「日本国籍」の関連性である。日本政府によれば、朝鮮人が日本国籍を取得した法的根拠は「韓国併合に関する条約」(1910年8月2日)であったが、仮に「併合」が無効であるならば、在日朝鮮人の国籍はどうなるのかについて上の講義は明確ではない。

この問題について、1949年10月発行の金斗銖民団中央監察局長名のパンフレット『当面の緊急問題(第六分冊)国籍確定と退去及財産問題』は、より明確に以下のように国籍選択権論を批判する⁽²⁷⁾。

国籍選択というものは、その前提として選択権を持つ者が分離前の支配国の国籍を有しているとの基礎の上で、国籍選択という言葉を用いる。すなわち、一国に国籍を有しているが民族的にみて新たな国の国民となる者であるため、国籍を変更し、自己の母国国民となるようにするのがこの国籍選択である。

上記の例では新生国家の国民となる者が分離前に支配国国籍を有していた。しかしわが韓国国民は我が国が解放され独立したとき、日本の国籍を有していなかった。すなわち、日本の軍事占領下で一時我が国の主権が国内で有効に発動しえなかったに過ぎず、我が三千万全民族が法律上日本国籍を有していなかったのは事実である。日帝時代の韓国人はフランス法にいう *Sujet* に等しい。〔…〕よって我が韓国人が我が国が独立した後まで、日

本に在留しているとしても、上に記したように一旦日本国籍者として取り扱うということは無理なことであり、よって国籍を選択することも理論上矛盾である。

すなわち、このパンフレットは日本の植民地支配は「軍事占領」であり、朝鮮民族は「法律上日本国籍を有していなかった」との立場から、日本国籍を「選択」することは理論上の矛盾に陥ると主張したのである。なお、「フランス法にいう *Sujet*」とは、フランス市民権を有しない者を指し、「臣民」や「隷民」と訳される。ただ、松沼美穂によれば、「*Sujet*」であっても植民地の住民は国籍の点ではフランス人として扱われたため、金の類比は不正確である⁽²⁸⁾。

「併合＝無効論」と日本国籍の関係をより詳細に論じたものとしては他に、雑誌『自由朝鮮』1949年8月号及び9月号に掲載された全平「韓日合併と韓国人の国籍上の地位」がある⁽²⁹⁾。全平がいかなる人物かは明らかではなく、ペンネームの可能性もある。

ここでは「韓国併合」の実行の着手は、1905年11月17日の「韓日協約」(乙巳保護条約、第二次日韓協約)による外交権の停止と統監府の設置であるが、これは「日本軍の韓国宮廷内に於ける公然たる強制」のもとで行われたもので有効ではなく、1910年の併合条約における「統治権の移譲」は、「軍政に対する外交辞令」であるとす。よって、これにより「韓国国民が直ちに日本国籍を取得したと解するのは不可である」というのが、全の主張である。残念ながら後半の「六、主権と国籍」「七、国籍取得の強制性」「八、結論」を論じた『自由朝鮮』49年9月号を筆者は発見できず、解放後の在日朝鮮人の国籍に関する全平の主張は不明であるが、前述のパンフレットもこの論文に言及しているため、おそらく同趣旨と思われる。

なお、パンフレットは韓国国籍回復後の退去の問題について、ヴェルサイユ条約において在ドイツ・ポーランド人の残留か帰国かを自由意志に任せたことにならぬ、むしろそれ以上の手厚い措置をとるべきとする。その理由も、かつてドイツ国籍を有していたポーランド人とは異なり、「はじめから日本の国籍を持っておらず、ただ自動的に我々の国籍を回復する立場であるため」としている。

このように、金斗銖のパンフレットは1905年の保護条約及び併合条約の無効論に基づき、韓国国籍回復と日本国籍選択権の否定を主張するものであった。ある意味では植民地支配への批判的視座に立った国籍選択権の否定ともいえるが、このパンフレットには一方で次のような記述もある。

われわれがこの国に居住するがゆえに、この国の目的が再び弱小民族だと蔑視しようとするものになったり、或は帝国主義の領土的野望を持たない限り、この国の民主化のために、そしてわが韓国人の正当な収益のために互いに協調し、また一部破壊分子に対して互いに協力しなければならない。(27)

1949年10月という刊行時期を考えると、ここでの「一部破壊分子」は朝連を指すものと考えられる。このパンフレットは、冷戦の論理に立って権利保障の対象を、非朝連系の在日朝鮮人に限定していたといえよう。

(三) 日韓会談における国籍選択権と「日本国籍喪失」

これらの講義やパンフレットはいずれも具体的な日韓の交渉を念頭において作られたものだが、実際の会談では在日朝鮮人の国籍選択の問題はどのように扱われたのであろうか。日韓予備会談・第一次会談は51年10月20日に始まり、52年4月25

日に終わった。ちょうど対日講和条約調印（51年9月8日）から発効（52年4月28日）のあいだに行われたことになる。在日朝鮮人の法的地位問題が協議の対象となり、具体的には国籍、在留権、処遇（財産権、職業権、教育、生活保障など）、財産搬出と送金問題が議論された。ここでは、日韓予備会談及び第一次会談での「在日韓国人」の法的地位に関する協定案作成過程の議論をみてみよう。

予備会談での日本政府の立場は、当初より「(1) 在留韓国人に対し国籍選択権を認めない方針であり、且つ、(2) その日本国籍離脱の時期は、平和条約の解釈上、韓国の独立を正式に承認する同条約の発効と同時であるとの見解並びに方針」というものであった⁽³⁰⁾。一方、韓国政府の立場は(1) 在日朝鮮人はいずれも韓国国籍であり、(2) 「日本国籍離脱」の時期は平和条約発効によるものではなく、ポツダム宣言受諾によるもので、国籍選択権については終始争いがなかったといわれる⁽³¹⁾。

しかし、近年公開された日韓会談文書を見ると、国籍選択権の問題が全く議論されなかったわけではないようだ。52年1月15日の非公式会談についての日本側記録には、韓国側代表は次の通り語ったと記されている⁽³²⁾。

日本側は本会談において韓国側をして在日韓人の国籍を確認させることに易々と成功し得をしている。実は韓国内部には大体において老年の理想主義者で血統主義を唱えるものと大体において弱年の実利主義者で国籍選択権を説くものとの二派があり、昨秋の会談開始前に釜山で会議を開いた際も七時間の討議の後未決となった挙句李大統領自身の採決で国籍選択権不採用を決定した次第である。反対派はその後も策動を続け、本年初頭大統領もついにこれ等に動かされて国籍選択権を主

張すべしと一時的にはあるが決定されたことはご承知のとおりである。〔…〕在日韓人の保護が余りにもうすいという話が出るたびにこれ等韓人をして日本国籍を選ばせ日本人と同じ保護を受けさせる方が韓国政府が非難をうけること少く且当人達のためにもよいという説を唱えるこれ等反対派の意見が強くなる訳であるが、最近又かかる主張が唱導され我等は困難を感じている次第である。

つまり、韓国国内でも在日朝鮮人への日本国籍選択権を認めるよう交渉せよという有力な見解があり、それは「大体において弱年の実利主義者で国籍選択権を説くもの」であったというのである。

また、日本国籍喪失についても、日本側公開文書に記録された第17回国籍処遇小委員会（1951年12月8日）での韓日間の以下のやりとりは興味深い内容を含んでいる⁽³³⁾。

Q 次に最も厄介な問題であるが、第一の国籍の項は実益のないことだから落してもらいたい。韓国には日本の朝鮮統治時代の革命分子がおり、かれ等は「日韓併合条約は無効であり、われわれは日本国籍を取得した記憶はない」と主張している。この「日本国籍を喪失云々」は徒らにかれ等を刺激するに過ぎないので実害があると思う。

A 事情はよく諒解するもこの会談の根本は国籍にあり、国籍が変更するのに伴い諸般の問題がおきてくるのであるから、国籍の項を削除することは絶対容れられない。表現方法等については考究してもよい

「第一の国籍の項」とは、日本側が提案した協定案中の「一、国籍」の「在日韓国人の日本国籍喪失及び大韓民国国籍取得については、それぞれ

当該国籍国の国内法によって決定する」との規定を指す。

韓国側はこのような事情のため、「日本国籍喪失」の時期を表記しないことを求めたが、日本側は妥協案として52年1月24日の第23回国籍処遇小委員会で「両国は、在日韓国人が大韓民国国民であって、日本国民ではないことを承認する」とすることを提案し、これにより妥結に至った⁽³⁴⁾。ただ、3月20日の第31回小委員会では、さらに韓国側より「在日韓国人が大韓民国国民であって、日本国民でないことを確認する」を「在日韓国人が大韓民国国民であることを確認する」に修正することが求められたが、これも「在日韓国人が過去において日本国民であったという表現を避けたいため」であった⁽³⁵⁾。

結果、52年4月1日作成の「在日韓国人の国籍及び処遇に関する協定案」は「在日韓人」について次のように定めることになった。

第一条 この協定において、在日韓人とは、太平洋戦争の戦闘の終止の日以前から引き続き日本国に住所を有する韓人をいう〔略〕

第二条

1 大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する。

争いのあった韓国国籍取得の時期については51年11月9日の第5回国籍処遇小委員会で、双方の主張を「黙認」することになったため⁽³⁶⁾、韓国国籍取得時期が記されていない。また日本国籍の喪失時期についても、韓国国内における「日本の朝鮮統治時代の革命分子」の「日韓併合条約は無効であり、われわれは日本国籍を取得した記憶はない」との主張を刺激しないための配慮から、記されないこととなった。この協定案は結局、この時点では条約となることはなかったが、これらの点については以後も修正は無い。

こうしてみると、在日朝鮮人の「日本国籍喪失」は併合条約の合法性という日韓会談の中心的論点と密接な関わりがあったことがわかる。実は前述の金斗銖は第一次日韓会談にオブザーバーとして参加していたのだが、韓国側はこの問題については日本国籍が存在しなかったとの立場に立っておらず、金や『自由朝鮮』論文の併合無効＝日本国籍不存在の主張は採用されていない。

四、対日講和条約発効後の「日本国籍権」論争

(一) 鄭然圭「在日朝鮮人の日本国籍権剥奪」

第一次日韓会談が終わった52年4月25日の三日後、対日講和条約は発効し、日本政府は朝鮮人・台湾人の日本国籍を喪失させた。これまでみたように、民団も韓国政府も日本国籍選択権を主張することは無かった。しかし、この措置に対し何の議論もなかったわけではない。実は1953年に、この国籍喪失措置について日本共産党機関誌『新しい世界』誌上で興味深い論争が行われた。本節ではこの論争について検討したい。

発端は『新しい世界』の「読者論壇」欄に掲載された鄭然圭の投稿「戦争か平和か 在日朝鮮人の日本国籍権剥奪」である⁽³⁷⁾。鄭然圭は1920年代から日本で創作や文筆活動を展開した文筆家で、「満州事変」以降は急速に親日化して「皇道派」の立場からファッショ的な論説を展開した人物であったが、解放後は岩手にて個人誌『魂』を発行していた。1950年代には『改造』など総合雑誌にも寄稿している。

この論説は鄭の次のような指摘から始まる。

日本の朝鮮統治四十年間に、在日朝鮮人が血とあぶらと命をもってあがないえた権利が、日本国籍権である。この権利があるので、在日朝鮮人は日本人と同様の居住権、生活権、公民権、産業権その他の権益をもってい

る。この権利はたんに在日朝鮮人個人の権利であるばかりでなく、実に朝鮮国の日本に有する権益であり、朝鮮民族の日本における発展の基盤である。一度この基盤権利を失って外国人となれば、いつかは日本から退去しなければならぬ。

日本政府が昨年四月二十八日、在日朝鮮人の日本国籍喪失を宣言するまでには、実に用意周到な計画を進めてきたのであった。〔…〕そして南鮮〔ママ〕韓国政府に親日工作を行い、日韓会談で、在日朝鮮人の国籍を韓民国人として認めしめたのであった。

鄭はこのように、日韓会談を視野に入れつつ、52年4月28日の日本国籍喪失措置を批判した。後述するように、「在日朝鮮人は日本人と同様の居住権、生活権、公民権、産業権その他の権益をもっている」は正確ではないが、日本国籍選択を「権利」としてとらえ、国籍喪失措置を批判した例外的な論説といえる。

それでは、なぜ日本国籍権剥奪は不当なのか。鄭は次のように指摘する。

平和条約は連合国との条約であって、朝鮮国との条約ではない。朝鮮国ならびに未講和国と日本とのあいだはまだ休戦状態で、これら諸国と日本とのあいだには、連合国占領中の、在日朝鮮人日本国籍協定のみが有効である。〔…〕だから日本政府が在日朝鮮人の日本国〔籍〕喪失を宣言したり、外国人登録をさせたりしたことは、それは権限のないもの、不法行為であって、在日朝鮮人の日本国籍は、そのまま継続されている。〔…〕朝鮮独立承認の義務によって、日本政府は今後とも在日朝鮮人中の或者が、朝鮮国籍取得を志望する時にはこれを許し、その取得を承認しなければならぬとともに、在日朝鮮人の日本国籍帰属については、平和条約発効とともに

に、その日本国籍を確認するの義務がある。

確かに、対日講和会議には南北朝鮮いずれの代表も正式に参加しておらず、わずかに韓国代表がオブザーバーとして参加しただけであった⁽³⁸⁾。これをとらえて「もし日本政府が在日朝鮮人の日本国籍をはくだつして朝鮮国人または韓民国人とする時には、朝鮮と日本とはまだ講和がなくてなく戦争状態にある。したがって在日朝鮮人は朝鮮国人又は韓民国人として、日本国内で日本と戦争状態になるわけである」と論じている。鄭からすれば、日本と朝鮮はいまだ講和しておらず、日本政府が勝手に「日本国籍権」を否定することはできない、ということになる。論説のタイトルが「戦争か平和か」になっているのはこのためである。

また、「連合国占領中の、在日朝鮮人日本国籍協定」とは、おそらく46年11月12日のGHQによる「日本にある朝鮮人で総司令部の送還計画に基づく帰国を拒否したものは、今後在日朝鮮人は朝鮮政府が正式に成立して、同政府が以上の在日朝鮮人を朝鮮人として公式に承認する時期が来る迄今後は日本の国籍を有するものとみなされる」という発表を指すと思われる⁽³⁹⁾。この発表は、翌日の新聞各紙が「帰鮮拒めば日本国籍へ」という形で報道したため、在日朝鮮人団体や朝鮮内の新聞から猛烈な反発を招いた⁽⁴⁰⁾。鄭はむしろこれを在日朝鮮人の「日本国籍権」の根拠としたのである。

実は鄭は、解放直後より在日朝鮮人の日本国籍取得について関心を寄せていた。1947年発行の個人誌『魂』にて、鄭は「日本永住希望朝鮮人へ」と題して「講和後においても日本に居住しなければならぬ人たちが、又は日本の国籍を取得して朝鮮民族の繁栄のために永住した人たちは、真面目に将来のことを考えて連絡して下されば出来るだけご相談にのります」と書いていた⁽⁴¹⁾。

ただ、鄭が日本国籍取得を促した理由は先に紹介した小林哲のような生活上の必要からというのみに留まらない。47年に出版した『在日朝鮮人問題と各国繁栄線前進 日本軍閥帝国主義の陰謀』なる著書では次のように記している⁽⁴²⁾。

朝鮮人が日本の国籍を取得して、朝鮮民族の繁栄線をあの狭い朝鮮半島より日本に前進せしめることこそ最も愛国的な行いであり、朝鮮民族百年の大計のためであるからドシドシ帰化手续をしてもらいたい。又こうした政治的なむづかしいことを考えなくとも、日本に住みたい人たちは日本国籍取得の手続をしたがよい

このように鄭は、日本国籍を取得して「朝鮮民族の繁栄線」を「日本に前進せしめることこそ最も愛国的な行い」との極めて特異な立場から、日本国籍取得を促していた。このため、講和条約発効に伴う日本国籍喪失措置に敏感に反応したのである。

(二) 朴在魯の鄭然圭批判と在日本朝鮮統一民主戦線の国籍論

鄭然圭の論説に対しては、同じく『新しい世界』53年7月号の「読者論壇」欄に朴在魯の批判が掲載された⁽⁴³⁾。朴在魯は朝連時代からの活動家で、当時は朝連の後継団体である在日本朝鮮統一民主戦線（以下、民戦）の幹部であった。朴は後に在日本朝鮮人総連合会の副議長を務める。

朴は鄭の論説を全面的に批判した。その要旨は以下の通りである。

①戦時中・解放後の在日朝鮮人は「日本人同様の」権利を有していたわけではない。公民権、産業権、居住権、生活権のいずれも不十分である。

②日本政府は朝鮮人に「日本人同様の待遇」を与えることを承諾したことはない。「第三人」「非日本人」「連合国人でない外国人」などを使い分け、義務を強要し権利を制限した。

③朝鮮等未講和国と日本との間は休戦状態ではない。朝鮮はポツダム宣言により独立したのであり連合国ではない。

④帰化を主張しているが、現在日本政府に帰化を申請しているものは「すべて民族反逆者か犬である」

⑤「朝鮮国」と表記し中立を標榜するのは「帝国主義者の手先」である。

①と②は確かに朴の批判通り、日本政府は朝鮮人に日本人と等しい権利を与えていたわけではなかった。ただ、③で朝鮮が連合国ではないと断定しているのは、当初の朝連の議論や、講和会議に至る韓国政府の主張とは異なり、むしろ日本政府の主張に近い。また、④について、鄭は必ずしも「帰化」を主張しているのではなく、日朝講和による日本／朝鮮国籍の選択権を求めている。この点では朴は鄭の主張を正確に捉えておらず、議論がかみあっているとはいえない。

朴の論説で最も強調されているのは、⑤に関連する論点である。つまり、国籍選択の問題は日本と朝鮮というよりも、朝鮮民主主義人民共和国か大韓民国かの対立にある、という主張である。これについて朴は以下のように主張する。

現に外国人登録法において、在日同胞は、売国奴李承晩に反対する人びとは九割まで「朝鮮」と登録した。明かに「大韓民国」の登録を強要する一方的なやり方をはねのけていることは、朝鮮民主主義人民共和国の国籍を主張しているものであり、岡崎外相も法務委で最初は「韓国」でなければ駄目だといっ

たが、ついにこの「朝鮮」の国籍を書き入れることを承にせざるを得なかった。今日実質的に共和国の国籍を斗いとりつつあり、又敵も認めている。

講和条約発効と同じ日に外国人登録法が公布・施行され、8月より外国人登録の一斉切替が始まったが、民団が登録切替に際し「国籍は一律的に大韓民国とする事」を日本政府に求めた⁽⁴⁴⁾。このため、民戦と祖国防衛全国委員会は「登録更新を反対することにより強制隔離、強制追放及び徴兵を粉碎し、ひいては日本再軍備と祖国に対する侵略を失敗させる」⁽⁴⁵⁾との目的から組織的な切替反対運動を展開することとあわせて、外国人登録の国籍欄を「朝鮮」とする運動を展開したのである。

このように、この頃の共和国を支持する旧朝連系の在日朝鮮人団体の国籍論議の焦点は、韓国国籍の強要反対に置かれていた。1952年7月23日付の「在日朝鮮民族の当面の要求（綱領）草案」は、「諸要求」の一つとして「13 自由に国籍をきめることが出来る、本人が希望すれば何時までも日本に居ることが出来る、祖国朝鮮との交通往来、交易の自由」をあげているが、すでにこの時点で在日朝鮮人の日本国籍喪失措置が採られており、ここでの「自由に国籍をきめる」の意味は、韓国国籍強要に反対することを指す。在日本朝鮮統一民主戦線（以下、民戦）ら旧朝連系の団体にとっては、韓国国籍強要は韓国への強制送還をもたらすものと理解されており、強要反対は在留権の確保と密接に結びついていたのである。

さらに、鄭然圭の論説が掲載される直前の53年2月19日には、共和国の祖国戦線中央委員会第五次会議（1953年2月19日）が「在日朝鮮同胞たちに送る祖国統一民主主義戦線中央委員会の呼訴文」を採択し、「あなた方に対する仇敵たちの強制送還に反対し朝鮮民主主義人民共和国の国籍を

守護し、一層勇敢に闘おう！」と呼びかけていた⁽⁴⁶⁾。そもそも外国人登録の国籍欄の「朝鮮」表示は日本の行政実務上の記号に過ぎなかったが、朴が「朝鮮」表示を「実質的に共和国の国籍を斗いつつあり」と評価したのは、以上のような文脈に置いてであった。

そもそも鄭がなぜ日本共産党発行の雑誌に投稿したかは不明だが、編集サイドがこれを掲載した理由は、鄭の批判というかたちで朴在魯の主張を広めるためだったものと思われる。『新しい世界』はそれ以前にも朝鮮人の送還を肯定する匿名の投書を掲載し、編集部がこの投書には「ひじょうに誤った危険な考え方がふくまれています。真面目なこの筆者とともに、読者のみなさんもこの問題をほり下げて考え、たくさん意見を送って下さい」と批判的意見を促したことがあった⁽⁴⁷⁾。その後の『新しい世界』には鄭然圭の反論は掲載されておらず、論争はこの一回限りで終わったようだ。

五、おわりに

冒頭の問いに戻ろう。当時の在日朝鮮人団体は国籍問題をどのように理解していたのか、また、本当に国籍選択権をめぐる議論は無かったのか。

第一の問いについていえば、在日朝鮮人団体がいずれも「外国人」としての地位を求めたのは、単なる「単一民族国家」観によるものではなく、そこには日本の植民地支配からの独立を獲得するという課題があったことを指摘しておく必要がある。日本政府が解放後においても、朝鮮人を日本国籍を失っていない「臣民」として扱い、送還権限を行使したため、これへの抵抗のなかで「外国人」としての在留権保障を在日朝鮮人団体は求めた。また、日韓会談を念頭に作られた民団の法的地位に関する文書は、1905年の保護条約及び1910年の併合条約の無効論の立場から、日本国籍の不

存在を主張した。併合＝無効論の帰結としての日本国籍選択権の排除という論理が存在したのである。

しかし、日韓会談ではこうした併合＝無効論に立つ日本国籍不存在論は、韓国側代表にも採り入れられたわけではなく、むしろ併合条約の評価に立ち入らないかたちで法的地位の協定案は作成されることになった。併合無効＝日本国籍不存在の立場は、韓国政府にとっては厄介なものであったようだ。また、民団の主張は日韓が協力して「一部破壊分子」と対決するという冷戦の論理に立つものであり、そこで権利保障の対象を、非朝連系の在日朝鮮人に限定していた。

第二の問いについては、団体とは異なり、小林哲のような日本国籍の取得を求める在日朝鮮人の間では、「国籍選択」への関心が存在しており、一部ではあるが鄭然圭のような「国籍選択権」を主張する意見もあった、と答えることができる。日本国籍喪失措置はほとんど問題とならなかったと考えられてきたなか、「日本国籍選択権」を掲げた鄭然圭の主張は極めて特異ではあるが、興味深いものといえるだろう。

また、鄭と朴在魯の論争が存在したことから、在日朝鮮人団体でもこうした主張を知らなかったわけではなかったこと、そして、この頃の朝鮮民主主義人民共和国が大韓民国をめぐる民戦の「国籍選択の自由」論において、具体的には外国人登録の国籍表示を「朝鮮」とすることで共和国国籍の獲得とみなす主張が組織的に取り組まれたことも見て取れる。民戦は韓国籍強要＝強制送還＝在留権の危機ととらえ、朝鮮民主主義人民共和国国籍との「国籍選択の自由」論を展開した。また、民戦は1953年の祖国戦線の呼訴文以降、外国人登録上の国籍表記を積極的に「国籍」と位置づけていったのである。

最後に、これらの議論はいずれも、在日朝鮮人の在留を不安定化させることを自らの利益と考え

る日本の政策を修正し、無権利状態を改善しようという欲求から出てきたものであることを強調しておきたい。51年8月10日、出入国管理庁は、講和条約締結後、在日朝鮮人の帰化はほとんど許可されると考えられるが「思想及び治安の問題」から考えるとむしろ「その帰化を制限して、好ましくない外国人として『朝鮮人』を強制退去させることができる途を開いておくように配慮する必要がある」（傍点原文）との見解を示したが⁽⁴⁸⁾、法的地位を可能な限り安定させないという志向性は敗戦後日本の在日朝鮮人への施策に一貫している。外国人として正当な地位を求める主張も、日本国民への「帰化」「転籍」を求める主張も、こうした施策を修正させようとするものだった点では一致していた。国籍の承認と在留権の安定化というこの課題は、以後も在日朝鮮人の切実な要求として残り続けることになるのである。

注

- (1) 出入国管理令（51年10月4日公布、11月1日施行）と、外国人登録法（52年4月28日公布・施行）は、いずれも「外国人」の定義を「日本の国籍を有しない者」としていたため（出入国管理令第二条第二項、外国人登録法第二条第一項）、在日朝鮮人が日本国籍喪失後にどの国の国籍を取得することになるのが曖昧な状況であったにもかかわらず、ただちに入管法制の対象となったのである。
- (2) 松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剥奪——日本政府による平和条約対策研究の検討」『法学』52巻4号、東北大学法学会、1988年。朝鮮国籍を「回復」させ、日本国籍取得を望む場合は「帰化」によるという意味で、この方針は「回復プラス帰化」方式と呼ばれる。ただ日本政府は結局、日韓間での国籍問題の解決以前に、しかも朝鮮民主主義人民共和国とは交渉すら行わないままに日本国籍喪失措置を採った。つまり「回復」はフィクションであったに過ぎない。
- (3) 文京洙「在日朝鮮人にとっての『国民国家』」、歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、1994年、213頁。
- (4) 小林知子「戦後における在日朝鮮人と「祖国」 朝鮮戦争期を中心に」『朝鮮史研究会論文集』34集、緑陰書房、1996年。
- (5) 大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察（一～六・完）」『法学協会雑誌』96巻3、5、8号、97巻2-4号、1979-80年（後に『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』東信堂、2004年として出版）。
- (6) 田中宏「在日朝鮮人政策の不条理な出立——“日本国籍喪失”の論理にひそむもの」『日本のなかのアジア』大和書房、1980年、松本前掲論文、飛田雄一「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮人」『在日朝鮮人史研究』6号、緑陰書房、1980年。
- (7) 金太基「在日韓国人三世の法的地位と「一九六五年韓日協定」（一、二・完）」『一橋論叢』105巻1号、106巻1号、1991年。
- (8) 宮本正明「朝鮮の『解放』と日本」、趙景達編『植民地朝鮮 その現実と解放への道』東京堂出版、2011年。日本政府と朝鮮総督府の朝鮮に対する主権の解釈については、長澤裕子「研究ノート：『ポツダム宣言』と朝鮮の主権——『朝鮮に対する日本の主権維持論』を中心に」『現代韓国朝鮮研究』6号、現代韓国朝鮮学会、2006年を参照。
- (9) 大沼保昭編「《資料と解説》出入国管理法の制定過程1」『法律時報』第50巻4号、1978年4月、95頁。
- (10) 大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて』東信堂、1986年。

- (11) 「日本政府側立会ノ下ニ行ハレタルマ司令部ノ朝鮮人団体代表者ニ対スル対談要旨」、『華鮮労務対策委員会活動記録』アジア問題研究所、1981年復刻。
- (12) 「朝鮮独立促成人民大会 横浜に開かる」『アカハタ』1945年12月19日付。
- (13) 「歴史的全国代表者会議開く 準連合国人待遇を」『朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』1946年11月29日付。
- (14) 準備委員会書記局編「在日本朝鮮居留民団結成大会会議録（檀紀4279年10月3日）」在日韓人歴史資料館蔵。
- (15) 朝連・民団と日本政府の外国人登録令をめぐる交渉については、拙稿「外国人登録令と在日朝鮮人団体 登録実施過程を中心に」『研究紀要』17号、世界人権問題研究センター、2012年を参照。
- (16) LS, Box no.2189, Folder 19, From: Kobayashi Tetsu To: General MacARTHUR, Jul 24, 1947. GHQ/SCAP Records. なお、原文には句読点は無く旧字により記されているが、読解の便宜上句読点を補足し、新字に改めた。
- (17) 内務省調査局「外国人登録事務取扱要領」（1947年6月21日）『外国人登録例規通牒綴其ノ一 自昭和二十二年至昭和二十四年』京都府総務部渉外課。
- (18) 「視野 半島人の転籍」『読売報知』1944年10月24日付・朝刊。
- (19) 岡本真希子「アジア・太平洋戦争末期の在日朝鮮人政策—「大日本帝国」下の「一般処遇改善」をめぐる」『在日朝鮮人史研究』27号、1997年、37頁。
- (20) 金英達『在日朝鮮人の帰化』明石書店、1990年、9頁。
- (21) 同上書、8頁。
- (22) ロバート・リケット「在日朝鮮人の民族自主権の破壊過程」、三橋修、蝦名良亮、ロバート・リケット、李榮娘「共同研究—占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（一）」、『青丘学術論集』6集、1995年、213頁。
- (23) 金正柱「在留同胞の法的地位について」『在留同胞の当面問題（第一冊）』在日本大韓民国居留民団中央総本部、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成（戦後篇）』〔以下『集成』と略記〕第3巻、不二出版、2000年。発行年月日は不明だが、本文中に「祖国が解放されて既に4ヶ年、国家の独立が承認されて既に一ヶ年を経ている今日」（2頁）とあるので、1949年8月以降とおもわれる。
- (24) 同上書。
- (25) 同上書、5-8頁。
- (26) 同上書、9-10頁。
- (27) 全斗錫『当面의緊急問題（第六分冊）国籍確定斗退去及財産問題』在日本大韓民国居留民団中央総本部、1949年10月、『集成』第3巻所収。
- (28) 松沼美穂『植民地の〈フランス人〉 第三共和政期の国籍・市民権・参政権』法政大学出版社、2012年、第一章を参照。
- (29) 全平「韓日合併と韓国人の国籍上の地位」『自由朝鮮』1949年8月号。
- (30) 「在留韓国人の法的地位についての日本側見解（日本側提出）」1951年11月22日、『日韓国交正常化問題資料 第I期1945-1953年』〔以下『日韓資料』と略記〕、第4巻、現代史料出版、2010年。
- (31) 金太基は日韓会談における在日朝鮮人の法的地位問題の交渉過程を検討した金太基は、「第二次世界大戦後の世界的な慣例から見たとき」、在日朝鮮人のうち「日本国籍の保持を望むものには日本国籍を与える（国籍選択権）べきであったが、交渉開始時より日韓両政府の間には「在日韓国人の

- 国籍が一律に韓国籍であることには、何の意見の相違も存在しなかった」ため、日韓間の交渉は「外国人」たる在日朝鮮人の処遇の問題に焦点が置かれることになった、と指摘する（前掲論文（一）、47頁）。
- (32) 「国籍処遇問題に関する非公式会談」1952年1月15日、『日韓資料』第4巻所収。
- (33) 「国籍処遇小委員会（第17回）」1951年12月8日、同上書所収。
- (34) 「国籍処遇小委員会（第23回）」1952年1月24日、同上書所収。
- (35) 「国籍処遇小委員会（第31回）」1952年3月20日、同上書所収。
- (36) 「国籍処遇小委員会（第5回）」1951年11月9日、同上書所収。
- (37) 鄭然圭「戦争か平和か 在日朝鮮人の日本国籍権剥奪」『新しい世界』1953年3月号。鄭然圭の経歴については김태욱「정연규의 삶과 문학 1920년대 중반까지의 활동을 중심으로」『日本語文学』第27輯、2005年、同「정연규의 삶과 문학 1920년대 중반부터 1930년대 중반까지」『日本語文学』第36輯、2008年、を参照。
- (38) 金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」『国際政治』第131号、2002年。
- (39) 「帰国せぬ朝鮮人は日本国籍」『マッカーサー司令部重要発表及指令』1946年11月23日付。
- (40) 例えば、46年11月14日付の『朝鮮日報』社説はこれを「朝鮮民族の感情を理解できない最も甚だしい例」として、「政府が樹立されていないとしても在日同胞は朝鮮国民」と主張、GHQに日本国籍を在日朝鮮人に持たせることに「一種の侮辱感」を禁じえないこと、在日朝鮮人が帰還しないのではなく、帰還できない事情があり、この措置により在日朝鮮人が受けた害は想像以上のものであることについて考慮するよう促した（「社説 在日同胞의国籍問題」『朝鮮日報』1946年11月14日付）。また、朝連ソウル委員会も声明を発表し国内同胞への協力を呼びかけた（「在日朝鮮人連盟서울市委員会、未帰国朝鮮人日国籍看做에声明発表」『서울新聞』1946年11月15日付）。
- (41) 鄭然圭「日本永住希望朝鮮人へ」『魂』第16巻168号、皇学会、1947年9月。
- (42) 鄭然圭『在日朝鮮人問題と各国繁栄線前進 日本軍閥帝国主義の陰謀』皇学会、1947年。
- (43) 朴在魯「読者論壇 鄭然圭氏のあやまり強制送還をめぐる」『新しい世界』1953年7月号。
- (44) 「外国人登録証切替に際しての要請事項」（1952年10月4日）『集成』第3巻。
- (45) 「社説 再び登録更新拒否斗争について」『解放新聞』1952年10月25日付。
- (46) 「在日朝鮮同胞たちに送る祖国統一民主主義戦線中央委員会の呼訴文（三）」『解放新聞』1953年3月6日付。
- (47) 「平和の希望は炎と燃えて 大平和祭りの感想」『新しい世界』1952年11月号。実際に、『新しい世界』1953年1月号には朝鮮人を送還すべきとする主張を批判する投稿が二編掲載された。
- (48) 「平和条約締結後における国内『朝鮮人』の地位に関する若干の考察」（管総）、1951年8月10日、日本外務省開示文書、文書番号548。